

(別紙)

東学芸施 第 6号

令和 4年 4月 13日

練馬区長 殿

住所 東京都小金井市貫井北町4-1-1
 氏名 国立大学法人 東京学芸大学
 学長 國分 充
 附属国際中等教育学校
 校長 荻野 勉

電話 042-329-7157

弁 明 書

弁明の機会の付与について（令和4年3月31日付け3練環推第1524号）により通知のあった件について、

弁明はありません

つぎのとおり弁明します。

弁明の件名	みどり条例第42条第1項に基づく公表に係る弁明（学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木）
弁明（意見）	<p>上記のとおり、みどり条例第42条第1項（以下、「条例」という。）に基づく公表に対する弁明はございません。</p> <p>しかしながら、「ねりまの名木」の伐採にあたっての手續等において、条例第21条に基づく届け出のみを必要とし、その指定の解除が必要である旨の規定が無いことから、今回の伐採にあたり、本学では手続き上の不備等の条例違反は無かったものと認識しております。（本件については、練馬区の担当者にも確認済み。）</p> <p>今回のような事態を、今後、生じさせないためにも、「ねりまの名木」の伐採にあたり、その指定の解除が必要条件であることを明文化する条例の改正を行うべきであると考えます。</p>
証拠書類等	<p>旧条例により「ねりまの名木」として指定された当該樹木に対する所有者に課せられる維持管理義務については十分に認識しておりましたが、国立大学法人が教育研究活動を実施する過程で発生する可能性の高いリスクに対し、十分な措置を講じて適切に対処することが求められている中で、本件についても本学の管理責任において学内児童・生徒・教職員関係者並びに近隣住民の方々の安全の確保を考慮した措置であったことをご理解の程よろしくお願いいたします。</p>

(注) 証拠書類等は別添とし、本欄には書類等の名称を記載してください。